

事務連絡  
令和5年1月5日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づき  
がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につき令和4年12月26日付けで告示され、令和5年4月1日から適用することとされた旨、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室より情報提供がございました。詳細につきましては、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛に発出されました通知文（別添1）をご参考にしていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）

基発 1226 第 4 号  
令和 4 年 12 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づき  
がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 4 年厚生労働省告示第 371 号）については、令和 4 年 12 月 26 日に告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 制定の趣旨及び概要等について

#### 1 制定の趣旨

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）第 2 条による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 577 条の 2 第 3 項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者については、労働者のばく露の状況、作業の概要等の記録を 30 年間保存しなければならないこととされている。

本告示は、安衛則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づき、がん原性物質を定めるものである。

#### 2 告示の概要等

##### (1) 概要

安衛則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づくがん原性物質は、リスクアセス

メント対象物（安衛則第 34 条の 2 の 7 第 1 項第 1 号で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分 1 に該当する物であって、令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、次に掲げる物及び事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合を除く。

ア エタノール

イ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 3 に規定する特別管理物質

## （2）施行日

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 第 2 細部事項

### 1 国が行う化学物質の有害性の分類について

日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果は、独立行政法人製品評価技術基盤機構が運営する「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」及び「GHS 総合情報提供サイト」において公表している。また、本告示によるがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

### 2 発がん性の区分について

本告示においては、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質について、その情報の確からしさの観点から、発がん性区分 1 に該当する物質をがん原性物質としたこと。また、発がん性の区分 1 には、細区分の区分 1 A 及び区分 1 B を含むものであること。なお、現在、発がん性区分 2 に分類されている物質又は「分類できない」、「区分に該当しない」とされている物質については、将来的に区分 1 に分類が見直される可能性があるが、現時点でヒトに対する発がん性の根拠に乏しいことから、がん原性物質には含めない趣旨であること。

### 3 対象から除外する物質について

エタノールについては、国際がん研究機関において、ヒトに対して発がん性があるものと分類されており、これを踏まえ、国による GHS 分類においても発がん性区分 1 と分類されているが、これは、アルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであり、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されていないこと、疫学調査から業

務起因性が不明であることから、がん原性物質から除外したものであること。また、特別管理物質については、特化則第 38 条の 4 において作業記録等の 30 年間保存が既に義務付けられていることから、二重規制を避けるため、がん原性物質から除外したものであること。

#### 4 当該物質を臨時に取り扱う場合について

本告示でいう「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合をいうこと。したがって、通常の作業工程においてがん原性物質を取り扱う場合は、当該物質を取り扱う時間が短時間であっても、又は取扱いの頻度が低くても、「臨時に取り扱う場合」には該当しないこと。

#### 5 GHS 分類の年度による対象物質の限定について

本告示においてがん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う GHS 分類の結果、令和 3 年 3 月 31 日までに発がん性の区分が区分 1 に該当すると分類されたものに限定していること。令和 3 年 4 月 1 日以降に発がん性区分 1 に新たに分類され、又は、分類が変更された物質については、本告示を改正することにより、がん原性物質として追加等を行う趣旨であること。

### 第 3 その他

#### 1 がん原性物質の裾切り値について

がん原性物質は、リスクアセスメント対象物であることから、リスクアセスメント対象物のうち発がん性区分 1 に該当する物を安衛則別表第 2 に規定する濃度以上含有する製剤その他のものが対象となること。混合物、副生成物及び不純物であっても同様であること。なお、主として一般消費者の生活の用に供する製品は対象外となること。

#### 2 がん原性物質の対象物質について

令和 5 年 4 月 1 日においては、約 120 物質ががん原性物質の対象となり、また、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 9 の改正によりリスクアセスメント対象物が追加されることに伴い、令和 6 年 4 月 1 日から約 80 物質ががん原性物質に追加されること。なお、本告示で定めるがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

### 3 がん原性指針との関係について

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第 27 号。以下「がん原性指針」という。）は、対象となる物質について、ばく露低減等の健康障害防止のための適切な取扱い等を求める指針であることから、がん原性指針の適用対象物質と、本告示で定めるがん原性物質の両方に該当する物質については、本告示に基づき作業の記録等を 30 年間保存するとともに、がん原性指針に基づき適切な取扱い等を行う必要があること。

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

## ○対象物質

労働安全衛生規則第34条の2の7第1項第1号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物<sup>※1</sup>であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く

- ・エタノール<sup>※2</sup>
- ・特別管理物質<sup>※3</sup>

※1 国によるGHS分類（国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類方法に従って実施した分類）の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1Bを含む）に分類されたもの。区分1は、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質が分類される。

※2 エタノールは、国によるGHS分類で発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外した。

※3 特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質をいう。特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外した。

## ○施行期日等

適用日：令和5年4月1日（注）

（注1）令和5年4月1日から適用される物質（約120物質）

（注2）令和6年4月1日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加<sup>※4</sup>される物質のうち、発がん性区分1に該当するもの

※4 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

※5 がん原性物質の対象物質の一覧は別添3のとおり。

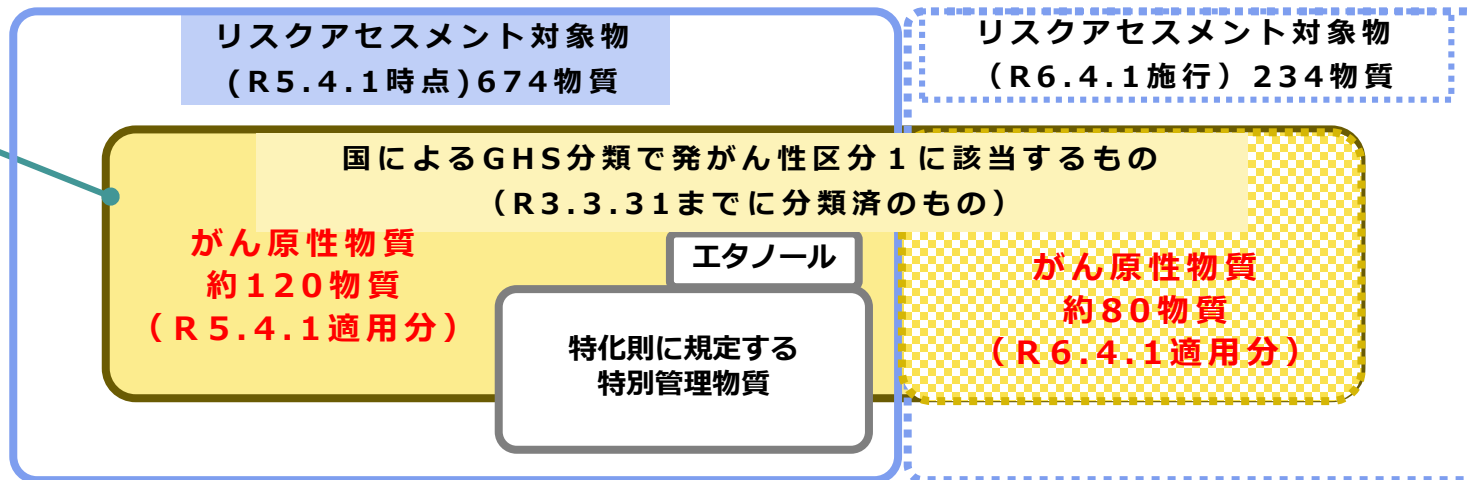
※6 国によるGHS分類結果によって、発がん性区分1に該当するがん原性物質が追加・変更された場合、告示改正により、それら物質を順次追加していく。

# 年度別がん原性物質の範囲の拡大（イメージ図）

## がん原性物質の範囲

（R6.4.1以降は点線部分も含む）

※エタノール、特別管理物質及び事業者ががん原性物質を臨時に取り扱う場合は除く



## （参照条文）

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2（令和5年4月1日施行）（令和6年4月1日以降は第577条の2第11項）
- 3 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、**がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）**）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、**記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに**、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
- 第一項の規定により講じた措置の状況
  - リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況**
  - 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要**
  - 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

第577条の2（令和6年4月1日施行）

- 5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、**リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。**

○厚生労働省告示第三百七十一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和五年四月一日から適用する。

令和四年十二月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第三十四条の二の七第一項第一号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の三に規定する特別管理物



質を除く。)であつて、令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の裾切値以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載しています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の可否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

令和4年12月26日現在

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	区分1B	
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	ベンゾ[a]ピレン	区分1A	
51-79-6	ウレタン	ウレタン	区分1B	
58-89-9	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (リンデン)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	区分1A	
60-57-1	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名:ディルドリン)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	区分1B	
62-75-9	N,N-ジメチルニトロソアミン	N, N-ジメチルニトロソアミン	区分1B	
63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル【カルバリル】	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	区分1B	
64-67-5	硫酸ジエチル	硫酸ジエチル	区分1B	
66-27-3	メタンスルホン酸メチル	メタンスルホン酸メチル	区分1B	
68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	N, N-ジメチルホルムアミド	区分1B	
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1, 1, 1-トリクロロエタン	区分1B	
75-02-5	弗化ビニル	弗化ビニル	区分1B	
75-07-0	アセトアルデヒド	アセトアルデヒド	区分1B	
75-09-2	ジクロロメタン	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	区分1A	
77-78-1	硫酸ジメチル	硫酸ジメチル	区分1B	
79-06-1	アクリルアミド	アクリルアミド	区分1B	
79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド	ジメチルカルバモイル=クロリド	区分1B	
79-46-9	2-ニトロプロパン	2-ニトロプロパン	区分1B	
87-86-5	ペンタクロロフェノール	ペンタクロロフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
88-72-2	2-ニトロトルエン	ニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
92-52-4	ビフェニル	ビフェニル	区分1B	
95-69-2	4-クロロ-オルト-トルイジン	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 3165-93-3参照
95-80-7	2,4-トルエンジアミン (別名: 2,4-ジアミノトルエン)	2, 4-ジアミノトルエン	区分1B	
96-09-3	フェニルオキシラン (別名: スチレンオキシド)	フェニルオキシラン	区分1B	

96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	1, 2, 3-トリクロロプロパン	区分1B	
96-33-3	アクリル酸メチル	アクリル酸メチル	区分1B	
97-56-3	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン (別名: 2-アミノアゾトルエン)	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	区分1B	
98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	ベンゾトリクロリド	区分1B	
98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	アルファ, アルファ-ジクロロトルエン	区分1B	
100-44-7	塩化ベンジル	塩化ベンジル	区分1B	
100-63-0	フェニルヒドラジン	フェニルヒドラジン	区分1B	
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4, 4'-メチレンジアニリン	区分1B	
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	区分1B	
106-89-8	2-(クロロメチル)オキシラン (別名: エピクロロヒドリン)	エピクロロヒドリン	区分1B	
106-93-4	1,2-ジプロモエタン【EDB】	1, 2-ジプロモエタン (別名 E D B)	区分1B	
106-99-0	1,3-ブタジエン	1, 3-ブタジエン	区分1A	
107-13-1	アクリロニトリル	アクリロニトリル	区分1B	
108-05-4	酢酸ビニル	酢酸ビニル	区分1B	
116-14-3	テトラフルオロエチレン	テトラフルオロエチレン	区分1B	
118-96-7	2, 4, 6-トリニトロトルエン	トリニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
121-14-2	2, 4-ジニトロトルエン	2, 4-ジニトロトルエン	区分1B	
121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名: マラチオン)	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名 マラチオン)	区分1B	
126-72-7	りん酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)	りん酸トリス(2, 3-ジプロモプロピル)	区分1B	
127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	N, N-ジメチルアセトアミド	区分1B	
205-99-2	ベンゾ[e]フルオラセン	ベンゾ[e]フルオラセン	区分1B	
302-01-2	ヒドラジン	ヒドラジン	区分1B	
309-00-2	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名: アルドリン)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4 a, 5, 8, 8 a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名 アルドリン)	区分1B	
334-88-3	ジアゾメタン	ジアゾメタン	区分1B	
409-21-2	炭化けい素ウイスキー	炭化けい素	区分1B	
409-21-2	炭化けい素	炭化けい素	区分1B	
505-60-2	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名: マスタードガス)	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名 マスタードガス)	区分1A	
513-78-0	炭酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
540-73-8	1,2-ジメチルヒドラジン	ジメチルヒドラジン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
542-83-6	シアン化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
543-90-8	酢酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	
592-05-2	シアン化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

593-60-2	プロモエチレン	プロモエチレン	区分1B	
598-63-0	炭酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール	2, 4-ジアミノアニソール	区分1B	
764-41-0	1,4-ジクロロ-2-ブテン	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	区分1B	
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン (別名: 4,4'-メチレンジ-0-トルイジン、4,4'-メチレンビス (2-メチルアニリン))	4, 4' -ジアミノ-3, 3' -ジメチルジフェニルメタン	区分1B	
1072-35-1	ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
1120-71-4	1, 2-オキサチオラン=2, 2-ジオキシド (別名: 1,3-プロパンスルトン)	1, 3-プロパンスルトン	区分1B	
1303-00-0	ヒ化ガリウム (別名: ガリウムヒ素)	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
1306-19-0	酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1306-23-6	硫化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1317-95-9	結晶質シリカ (トリポリ)	結晶質シリカ	区分1A	
1335-32-6	塩基性酢酸鉛	酢酸鉛、鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※塩基性酢酸鉛は、酢酸鉛と水酸化鉛の複合化合物
1336-36-3,53469-21-9,11097-69-1	ポリ塩化ビフェニル	塩素化ビフェニル (別名 PCB)	区分1B	
1344-40-7	二塩基性亜リン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1746-01-6	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	区分1A	
2223-93-0	ステアリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
2425-06-1	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド【キャプタフォル】	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)	区分1B	
2426-08-6	ノルマル-ブチル=2,3-エポキシプロピルエーテル	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	区分1B	
2605-44-9	ラウリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
3165-93-3	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 95-69-2参照
7440-43-9	カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7446-14-2	硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7631-86-9	シリカ (結晶質、非晶質を包含した二酸化ケイ素)	結晶質シリカ	区分1A	結晶質シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。 非晶質シリカは対象外。
7783-46-2	フッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

7784-42-1	アルシン（ヒ化水素）	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
7789-42-6	臭化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-78-5	塩化カドミウム（5/2水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-80-9	ヨウ化カドミウム（11）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-84-3	硫酸カドミウム（8水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7803-57-8	ヒドラジン－水和物	ヒドラジン－水和物	区分1B	
8001-58-9	クレオソート油	クレオソート油	区分1B	
8002-05-9,8012-95-1,64741-88-4,64741-97-5,72623-86-0,72623-87-1	ニュートラル潤滑油用基油	鉱油	区分1A	未精製油又は軽度処理油が対象。 高度精製油は対象外。
10022-68-1	硝酸カドミウム・四水和物	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10099-76-0	ケイ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10108-64-2	塩化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10124-36-4	硫酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10325-94-7	硝酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12013-69-3	鉛酸カルシウム	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12060-00-3	チタン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12202-17-4	三塩基性硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12214-12-9	硫セレン化カドミウム	カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12510-42-8	エリオナイト	エリオナイト	区分1A	
13424-46-9	アジ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
13510-89-9	アンチモン酸鉛	アンチモン及びその化合物、鉛及びその無機化合物	区分1B	
13654-09-6	十臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

13814-96-5	ビス(テトラフルオロホウ酸)鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14464-46-1	結晶質シリカ(クリストバライト)	結晶質シリカ	区分1A	
14720-53-7	ホウ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14808-60-7	結晶質シリカ(石英)	結晶質シリカ	区分1A	
15468-32-3	結晶質シリカ(トリジマイト)	結晶質シリカ	区分1A	
16071-86-6	{5-[4'-(2,6-ヒドロキシ-3-(2-ヒドロキシ-5-スルホフェニル)アゾ)フェニル)アゾ](1,1'-ビフェニル)-4-イル)アゾ]サリシラト(4-)}銅(2-)二ナトリウム塩(別名CIダイレクトブラウン95)	銅及びその化合物	区分1B	
19783-14-3	水酸化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
21041-95-2	水酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
25321-14-6	ジニトロトルエン(異性体混合物)	2,4-ジニトロトルエン	区分1B	2,4-体を0.1%以上含有する物のみが対象
25808-74-6	ケイフッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
27858-07-7	八臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
28407-37-6	3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-1,1'-ビフェニル-4,4'-ジイル)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸)二銅(II)四ナトリウム(別名CIダイレクトブルー218)	銅及びその化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
36355-01-8	六臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
56189-09-4	二塩基性ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
57044-25-4	R-2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	光学異性体を限定しないものはCAS RN 556-52-5参
59536-65-1,67774-32-7	ポリ臭化ビフェニル(FireMaster BP-6(臭素数5-7のポリ臭化ビフェニルの混合物)及びFireMaster FF-1(FireMaster BP-6に2%のCalcium polysilicateを添加(anti-caking))	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
61789-28-4	クレオソートオイル	クレオソート油	区分1B	
61790-53-2	珪藻土(結晶質シリカ含有率0.1%以上のもの)	結晶質シリカ	区分1A	珪藻土そのものは対象ではなく、結晶質シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。 非晶質シリカは対象外。
64742-52-5	石油留分	※	区分1A	成分として他のがん原性物質を0.1%以上含有する物のみが対象
68308-34-9	けつ岩油	けつ岩油	区分1A	
90583-37-2	二塩基性亜硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和6年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の裾切値以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載しています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の可否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

令和4年12月26日現在

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-18-0	シクロホスファミド無水物	シクロホスファミド及びその一水和物	区分1A	一水和物はCAS RN 6055-19-2参照
51-75-2	ビス（2-クロロエチル）メチルアミン（ナイトロジェンマスタード）	ビス（2-クロロエチル）メチルアミン（別名HN2）	区分1B	
52-24-4	チオテパ	トリエチレンチオホスホルアミド（別名チオテパ）	区分1A	
53-16-7	1,3,5(10)エストラトリエン-3-オール-17-オン（別名：エストロン）	3-ヒドロキシ-1, 3, 5（10）-エストラトリエン-17-オン（別名エストロン）	区分1A	
53-70-3	ジベンゾ [a,h] アントラセン	ジベンゾ [a, h] アントラセン（別名1, 2：5, 6-ジベンゾアントラセン）	区分1B	
55-18-5	N-ニトロソジエチルアミン	N, N-ジエチル亜硝酸アミド	区分1B	
55-98-1	ブスルファン	ブタン-1, 4-ジイル=ジメタンスルホナート	区分1A	
56-53-1	ジエチルスチルベストロール	ジエチルスチルベストロール（別名スチルベストロール）	区分1A	
56-75-7	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド（別名：クロラムフェニコール）	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド（別名クロラムフェニコール）	区分1B	
62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド	パラ-エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）	区分1A	
70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	区分1B	
72-54-8	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン（別名：p,p'-DDD）	4, 4'-（2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル）ジ（クロロベンゼン）	区分1B	
72-55-9	1,1-ビス(4-クロロフェニル)-2,2-ジクロロエタン（別名：p,p'-DDE）	4, 4'-（2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル）ジ（クロロベンゼン）	区分1B	
75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド【クロラル】	トリクロロアセトアルデヒド（別名クロラル）	区分1B	
79-94-7	テトラプロモビスフェノールA	2, 2-ビス（4'-ヒドロキシ-3', 5'-ジプロモフェニル）プロパン	区分1B	
88-73-3	オルト-ニトロクロロベンゼン	2-クロロニトロベンゼン	区分1B	
89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	区分1B	
91-22-5	キノリン	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 530-64-3参照
93-15-2	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	区分1B	
98-56-6	p-クロロ-α, α, α-トリフルオロトルエン	パラ-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロトルエン	区分1B	
100-17-4	パラ-メトキシニトロベンゼン（別名：パラ-ニトロアニソール）	パラ-メトキシニトロベンゼン	区分1B	
101-61-1	4,4'-メチレンビス（N,N-ジメチルアニリン）	4, 4'-メチレンビス（N, N-ジメチルアニリン）	区分1B	
106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	区分1B	
120-12-7	アントラセン	アントラセン	区分1B	
132-32-1	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	区分1B	

135-20-6	アンモニウムN-ニトロソフェニルヒドロキシルアミン (別名: カプフェロン)	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	区分1B	
148-82-3	メルファラン	(S)-2-アミノ-3-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]プロパン酸 (別名メルファラン)	区分1A	
149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	2-メルカプトベンゾチアゾール	区分1B	
154-93-8	1,3-ビス(2-クロロエチル)-1-ニトロソ尿素 (別名カルムスチン)	N, N'-ビス(2-クロロエチル)-N-ニトロソ尿素	区分1B	
224-42-0	ジベンゾ [a,j] アクリジン	ジベンゾ [a, j] アクリジン	区分1B	
298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン (別名: 8-メトキシプソラレン)	9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン	区分1A	
302-17-0	抱水クロラール	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-エタンジオール (別名抱水クロラール)	区分1B	
305-03-3	クロラムブシル	4-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]ブタン酸	区分1A	
320-67-2	5-アザシチジン	4-アミノ-1-ベータ-D-リボフラノシル-1, 3, 5-トリアジン-2(1H)-オン	区分1B	
446-86-6	アザチオプリン	アザチオプリン	区分1A	
484-20-8	4-メトキシフロ [3, 2-g] クロメン-7-オン (別名ベルガブテン)	4-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン	区分1B	
494-03-1	N,N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	N, N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	区分1A	
530-64-3	キノリン塩酸塩	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 91-22-5参照
541-09-3	酢酸ウラニル	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	区分1A	二水和物はCAS RN 6159-44-0参照
548-62-9	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名: Clベイスックバイオレット3、クリスタルバイオレット)	ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド (別名クリスタルバイオレット)	区分1B	
606-20-2	2, 6-ジニトロトルエン	2, 6-ジニトロトルエン	区分1B	
611-06-3	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (別名: 1-クロロ-2-ニトロベンゼン)	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	区分1B	
684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素	N-メチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素	N-エチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
1402-68-2	アフラトキシン	アフラトキシン	区分1A	
1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート【C. I. ダイレクトブラック38】	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック38)	区分1A	
2040-52-0	シュウ酸トリウム	トリウム=ビス(エタンジオアート)	区分1B	
2602-46-2	6,6'-(ビフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム) (別名ダイレクトブルー6)	四ナトリウム=6, 6'-[( [1, 1'-ビフェニル]-4, 4'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン-2, 7-ジスルホナート)	区分1B	
2610-05-1	6,6'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビフェニレン)ビスアゾ]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホン酸二ナトリウム) (別名Clダイレクトブルー1)	四ナトリウム=6, 6'-[(3, 3'-ジメトキシ [1, 1'-ビフェニル]-4, 4'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン-1, 3-ジスルホナート)	区分1B	
5216-25-1	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン (別名p-クロロベンゾトリクロリド)	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	区分1B	
5522-43-0	1-ニトロピレン	1-ニトロピレン	区分1B	
5694-00-8	グリシドアミド	オキシラン-2-カルボキサミド	区分1B	
6055-19-2	シクロホスファミド-水合物	シクロホスファミド及びその水合物	区分1A	無水物はCAS RN 50-18-0参照
6159-44-0	酢酸ウラニル (2水塩)	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	区分1A	フリー体はCAS RN 541-09-3参照
7440-61-1	ウラン	ウラン	区分1A	
7496-02-8	6-ニトロクリセン	6-ニトロクリセン	区分1B	
8014-95-7	発煙硫酸	発煙硫酸	区分1A	



12071-83-9	N,N'-プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名: プロピネブ)	N, N' -プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	区分1B	
13010-47-4	1- (2-クロロエチル) -3-シクロヘキシル-1-ニトロソ尿素 (CCNU)	N- (2-クロロエチル) -N' -シクロヘキシル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
13194-48-4	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名: エトプロホス)	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	区分1B	
13520-83-7	硝酸ウラニル (6水塩)	二硝酸ジオキソドウラン (VI) 六水和物	区分1A	
13909-09-6	1- (2-クロロエチル) -3- (4-メチルシクロヘキシル) -1-ニトロソ尿素 (メチルCCNU)	N- (2-クロロエチル) -N' - (4-メチルシクロヘキシル) -N-ニトロソ尿素	区分1A	
14047-09-7	ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	区分1B	
15245-44-0	スチフニン酸鉛	トリニトロレゾルシン鉛	区分1B	
15663-27-1	(SP-4-2) -ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン)	(SP-4-2) -ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン)	区分1B	
25214-70-4	アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物	アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物	区分1B	
29767-20-2	テニボシド	(5S, 5aR, 8aR, 9R) -9- (4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) -8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ [3', 4' : 6, 7] ナフト [2, 3-d] [1, 3] ジオキソール-5-イル=4, 6-O- [(R) -2-チエニルメチリデン] -ベーターD-グルコピラノシド (別名テニボシド)	区分1B	
33419-42-0	エトボシド	(5S, 5aR, 8aR, 9R) -9- (4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) -8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ [3', 4' : 6, 7] ナフト [2, 3-d] [1, 3] ジオキソール-5-イル=4, 6-O- [(R) -エチリデン] -ベーターD-グルコピラノシド (別名エトボシド)	区分1A	
34256-82-1	2-クロロ-N- (エトキシメチル) -2'-エチル-6'-メチルアセトアニリド	2-クロロ-N- (エトキシメチル) -N- (2-エチル-6-メチルフェニル) アセトアミド	区分1B	
39156-41-7	硫酸2,4-ジアミノアニソール	4-メトキシベンゼン-1, 3-ジアミン硫酸塩	区分1B	
52232-67-4	テリパラチド	L-セリル-L-バリル-L-セリル-L-グルタミル-L-イソロイシル-L-グルタミル-L-ロイシル-L-メチオニル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-ロイシルグリシル-L-リシル-L-ヒスチジル-L-ロイシル-L-アスパラギニル-L-セリル-L-メチオニル-L-グルタミル-L-アルギニル-L-バリル-L-グルタミル-L-トリプトフィル-L-ロイシル-L-アルギニル-L-リシル-L-リシル-L-ロイシル-L-グルタミル-L-アスパルチル-L-バリル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-フェニルアラニン (別名テリパラチド)	区分1A	
54749-90-5	1- (2-クロロエチル) -1-ニトロソ-3- [(2R, 3R, 4S, 5S) -3,4,5,6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサン-2-イル] 尿素 (別名クロゾトシン)	N- (2-クロロエチル) -N-ニトロソ-N' - [(2R, 3R, 4S, 5S) -3, 4, 5, 6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサン-2-イル] 尿素	区分1B	
57142-78-6	二塩基性フタル酸鉛	塩基性フタル酸鉛	区分1B	
71133-14-7	プロモジクロロ酢酸	プロモジクロロ酢酸	区分1B	
79217-60-0	シクロスポリン	シクロスポリン	区分1A	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類 (塩素化ビフェニル (別名PCB) に該当するものを除く。)	区分1A	
	フッ素エデン閃石	フッ素エデン閃石	区分1A	